

令和8年度第1回

守谷市地域福祉推進委員会

令和8年7月24日（金） 10時～

@市役所 大会議室

はじめに

01 地域福祉推進委員会の趣旨

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「第3期計画」という。）については、地域福祉の更なる推進を図るとともに、地域共生社会の実現を目指すための施策の方向性を明確にするため、5年間（令和4年度～令和8年度）を計画期間として策定しました。

第3期計画に定めた取組を着実に実践していくため、市民が参画する当委員会において定期的な進行管理を行っています。また、今年度は第4期計画（令和9年度～令和13年度）の策定を予定しており、現在、現状分析、課題の抽出を行っています。今回の委員会では、第4期計画の構成等について共有するとともに、市民目線から第4期計画で取り上げるべき課題等についてご意見をいただく機会とします。

02 第3期計画の施策体系

第3期計画は、「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標と9つの基本施策によって構成されています。

また、各基本施策において、各担当部署が取り組む事業を位置付けています。

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

■ 基本施策1・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

- ①人材の確保・育成
- ②福祉活動の環境づくりの推進
- ③協働による活動の促進

■ 基本施策2・・・支え合い活動の推進

- ①支え合い活動の推進・支援
- ②ネットワークの構築

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

■ 基本施策1・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進

- ①健康づくり活動や介護予防の支援
- ②健診・検診・相談の充実
- ③身体活動・運動の推進

■ 基本施策2・・・地域における生きがいづくりの推進

- ①高齢者・障がい者等の社会参加の促進
- ②地域における多世代の活動支援

■ 基本施策3・・・市民の活動支援

- ①活動団体への支援
- ②外出支援・コミュニケーション支援

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

■ 基本施策1・・・保健福祉サービスの充実

- ①高齢者支援の推進
- ②障がい者支援の推進
- ③子ども・子育て支援の推進
- ④生活困窮者への支援

■ 基本施策2・・・保健福祉サービスの利用支援

- ①相談体制の充実
- ②情報発信の充実

■ 基本施策3・・・安全・安心な生活環境づくりの推進

- ①防災防災対策等の充実
- ②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進

■ 基本施策4・・・権利擁護の推進

- ①権利擁護のための支援の充実

令和7年度の取組評価

01 評価指標

第3期計画においては、「まちづくり市民アンケート（以下、「アンケート」という。）」の数値を基本施策の取組を測る指標として位置付けています。

しかし、令和7年度についてはアンケートの実施がなかったため、各基本施策に定めた取組事業の進捗等を基に令和7年度の取組評価を行います。

02 カテゴリーごとの取組評価（詳細は資料2参照）

基本施策の取組を測る指標及び資料2に示す各事業の取組評価について、カテゴリーごとにまとめました。

なお、基本施策の取組を測る指標において、アンケート結果がないものについては、「-」と記載します。

【取組評価】

- A：順調に取り組んでおり、成果も上がっている。
- B：段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。
- C：計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。
- D：取り組みが一部停滞している。
- E：取り組みに至っていない。

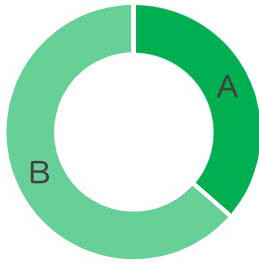
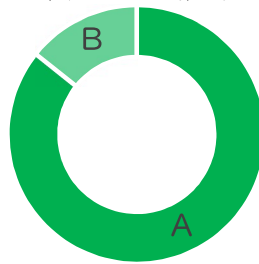
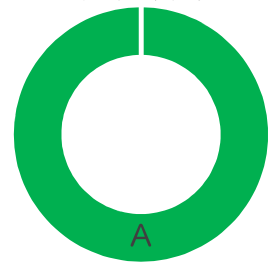
基本目標Ⅰ 支え合い助け合う地域づくり

基本施策Ⅰ 地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

【基本施策Ⅰの取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
市民活動に参加したいと思う市民の割合	%	45.2	43.8	-	-	45.7	-	50.0
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している60歳以上の市民の割合	%	40.6	46.3	-	-	54.6	-	45.0

①人材の確保・育成

②福祉活動の
環境づくりの推進③協働による
活動の促進

①人材の確保・育成では、社会福祉協議会において、小・中・高校生の夏休みボランティア体験を企画し、参加者のための講座等を開催するとともに、ボランティアの受入れ施設と参加者のマッチングを行い38施設・団体にボランティアを派遣しました。

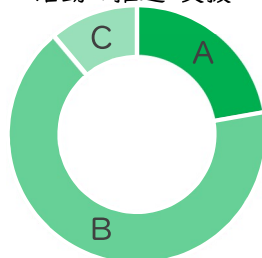
②福祉活動の環境づくりの推進では、空き家等活用コミュニティ推進事業として、空き家を借り上げるための家賃助成を行い、コミュニティサロンの運営を推進しました。

③協働による活動の促進では、もりや公益活動助成金制度において令和6年度を上回る49団体に助成金を交付するとともに、制度の見直しを行い、令和8年度からより効果的な支援を行えるようにしました。

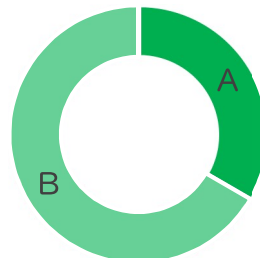
基本施策2 支え合い活動の推進

【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	%	52.0	53.3	-	-	54.1	-	60.0
日頃から地域（隣近所含む）のひとり暮らしの高齢者等の見守り活動に取り組んでいる市民の割合	%	35.3	33.6	-	-	34.4	-	40.0

①支え合いの
活動の推進・支援

②ネットワークの構築



①支え合いの活動の推進・支援では、就労者の高齢化に伴い、民生委員児童委員が市内96名の定数に対して10名の欠員が生じています。引き続き民生委員児童委員の活動のPR、地域関係者との連携強化を図るとともに、活動の負担軽減を図っていきます。

②ネットワークの構築では、自治会・町内会まるごとミーティングについて、令和6年度の参加者のアンケート結果を踏まえ、自治会等の先進的な取り組み事例の発表やグループ別の意見交換を行い、参加者から好評の声をいただきました。

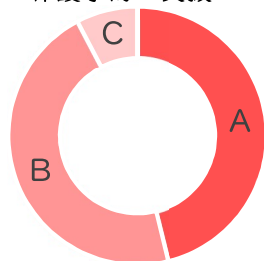
基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本施策1 健康寿命の延伸と介護予防の推進

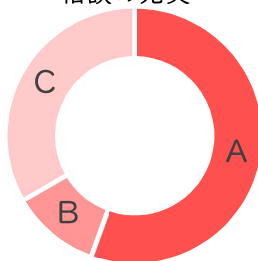
【基本施策1の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
心身共に健康だと感じている市民の割合	%	75.2	73.7	-	-	76.9	-	80.0
1年に1回健診を受けている市民の割合	%	76.7	77.9	-	-	83.8	-	80.0
介護予防に取り組んでいる60歳以上の市民の割合	%	68.7	75.8	-	-	75.4	-	75.0

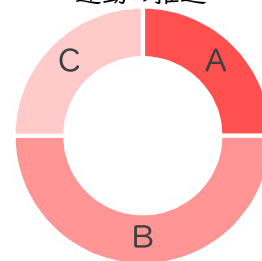
①健康づくり活動や
介護予防の支援



②健診・検診・
相談の充実



③身体活動・
運動の推進



①健康づくり活動や介護予防の支援では、若年層を対象とした運動教室を開催しましたが想定に対して参加人数が少なかったため、今後は対象者のニーズ分析、開催時期の検討を行います。

②健診・検診・相談の充実では、昨年度から引き続き、健診結果相談会の参加者が固定化されており、新規相談者の開拓が課題となっているため、今後、電話での相談についても積極的に展開していくこととします。乳幼児健診については、令和8年度から開始する5歳児健診に向けてモデル事業を実施しました。

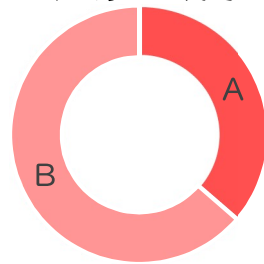
③身体活動・運動の推進では、障がいの有無に関わらず、多くの方が参加できるユニバーサルスポーツを取り入れたイベントを開催しました。

基本施策2 地域における生きがいづくりの推進

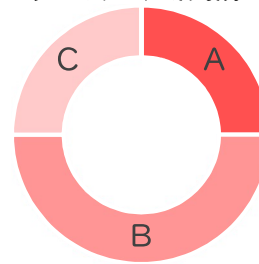
【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
社会参加、交流をしている60歳以上の市民の割合	%	46.3	46.3	-	-	54.6	-	55.0
サロン参加者数(実人数)	人	830	833	672	779	843	897	1,300
文化活動やスポーツのために外出している障がい者の割合	%	14.6	15.4	-	-	-	-	20.0

①高齢者・障がい者等の
社会参加の促進



②地域における
多世代の活動支援



①高齢者・障がい者等の社会参加の促進では、障がい等の理由により一般企業等で雇用契約を結んで働くことが難しい方にとっての就労の場である就労継続支援 B 型事業所が令和7年度に2箇所増え、前年度と比較して就労系サービスの利用者が増加しました。

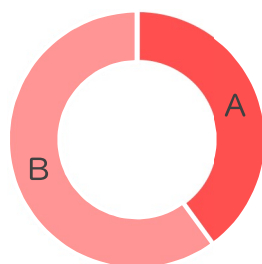
②地域における多世代の活動支援では、子育て講座やコンサートを開催し、目標を上回る参加人数があったとともに、子育てに係る機関の職員向けの講習も行いました。

基本施策3 市民の活動支援

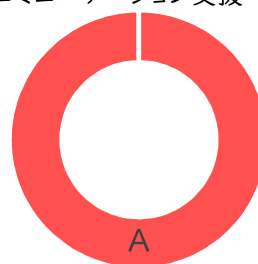
【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	%	60.5	57.9	-	-	56.5	-	65.0
市民活動の情報提供窓口として、市民活動支援センター、ボランティア協会を知っている市民の割合	%	37.3	36	-	-	-	-	45.0

①活動団体への支援



②外出支援・
コミュニケーション支援



①活動団体への支援では、シルバー人材センターの事務局体制強化を目的として、補助金の増額を行いました。また、シニアクラブ活動については、きめ細かい支援の実施に向けて事務局業務を令和8年度から社会福祉協議会へ委託するための整備を行いました。

②外出支援・コミュニケーション支援では、障がい者への福祉タクシー券の交付やモコバスの運賃無料の実施等の交通手段の確保に加え、同行援護や補聴器等の日常生活用具の支給を行いました。

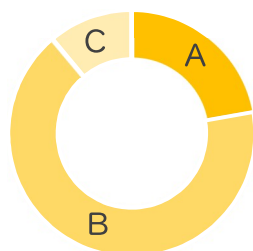
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 保健福祉サービスの充実

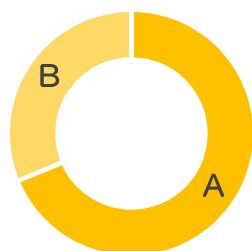
【基本施策1の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
自立高齢者の割合	%	87.6	87.6	87.4	86.4	87.0	86.0	88.0
障がい福祉サービスを利用している障がい者の割合 (サービスを利用する必要がない人は対象外)	%	62.4	-	-	-	-	-	65.0
安心して子育てできるまちだと思う 子育て世帯の割合	%	88.6	89.3	-	-	83.9	-	90.0

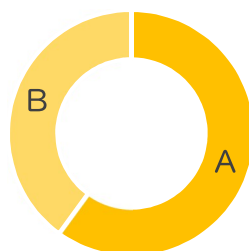
①高齢者支援の推進



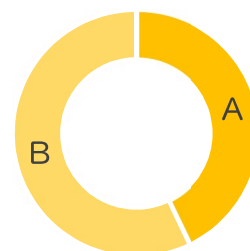
②障がい者支援の推進



③子ども・子育て支援の推進



④生活困窮者への支援



①高齢者支援の推進では、ひとり暮らし高齢者等に対する掃除や洗濯等の軽度な日常生活援助事業について、シルバー人材センターの登録会員の不足により、利用希望者とのマッチングができていない状況で、今後の事業方針の検討が必要です。

②障がい者支援の推進では、市ホームページの運用の改善を図り、視覚障がい者等も情報にアクセスしやすい環境整備を行いました。

③子ども・子育て支援の推進では、待機児童解消に向けた保育人材確保事業において、新規採用保育士等就労助成金の支給金額、支給要件、支給時期等について見直しを図りました。今後、制度の更なる周知及び制度見直しの効果検証を行っていきます。

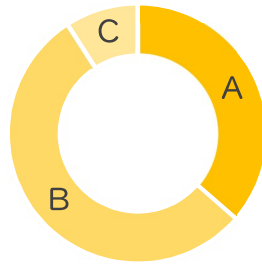
④生活困窮者への支援では、フードバンクから生活困窮世帯だけではなく、地域食堂に対しても食材提供を行いました。

基本施策2 保健福祉サービスの利用支援

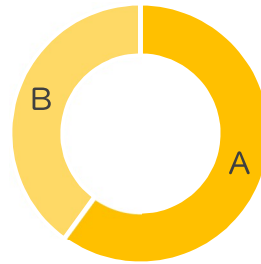
【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
高齢者の総合相談対応件数	件	2,400	2,910	3,175	4,404	3,948	4,416	2,550
障がい福祉サービスの利用の仕方が 分からない障がい者の割合	%	12.5	-	-	-	-	-	10.0
子育てに悩みや不安を抱えている 保護者の割合	%	50.0	44.9	-	-	56.5	-	40.0

①相談体制の充実



②情報発信の充実



①相談体制の充実では、地域包括支援センターにより介護保険や成年後見制度等に関する相談を受けており、年間相談対応件数は昨年度と比較して大幅に増えています。

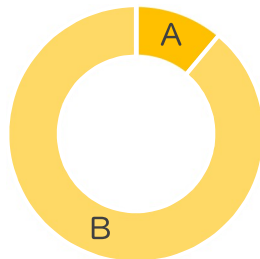
②情報発信の充実では、市公式アプリである Morinfo の新たな運用を開始し、デジタルポイント事業と連動し、ユーザーの確保に努めました。

基本施策3 安全・安心な生活環境づくりの推進

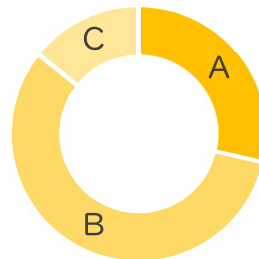
【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	%	81.9	85.6	-	-	82.4	-	85.0
災害時に、近所に助けが必要な人がいることを知っている市民の割合	%	20.4	19.6	-	-	20.8	-	25.0
自主防災組織の活動カバー率	%	75.7	77.5	79.4	79.1	80.5	81.5	83.0

①防犯防災対策等の充実



②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進



①防犯防災対策等の充実では、犯罪の巧妙化が進む中で、犯罪の発生状況を踏まえたパトロールを実施しました。

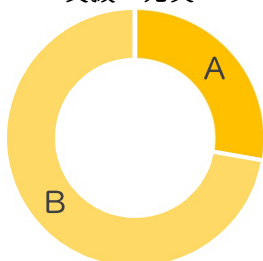
②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進では、見守り活動等協力事業所をⅠ事業所追加登録するとともに、連絡会議を開催し、見守り活動の意義、方法等を改めて周知したことにより通報件数の増加が見られました。

基本施策4 権利擁護の推進

【基本施策4の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標値)
人権が尊重されているまちだと思 う市民の割合	%	72.2	71.4	-	-	73.9	-	75.0
成年後見制度を知っている市民の割合	%	52.1	54.4	-	-	59.6	-	60.0
配偶者などから受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力行 為(DV)が人権侵害であると思う市民の割合	%	84.4	85.2	-	-	87.8	-	85.0

①権利擁護のための
支援の充実



権利擁護のための支援の充実については、成年後見制度に関する講演会を開催するなど、制度の理解を深めるとともに、申立てが必要なケースについて支援を行いました。

また、地域包括支援センターによる高齢者訪問の際に消費者被害防止に関する周知を図りました。

3

第3期計画守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8年度の取組目標

01 取組目標の設定

第3期計画は、令和8年度を計画期間の終了年度と定め、各基本施策の取組を測る指標の目標値を定めています。第3期計画においては、年度ごとの各事業の取組目標を設定していませんが、令和6年度からは年度ごとの取組目標を設定するとともに、適切な取組評価を行うための参考とすることとしています。

令和8年度の各事業の取組目標の詳細については、資料2をご参照ください。

第4期計画守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画

骨子案について

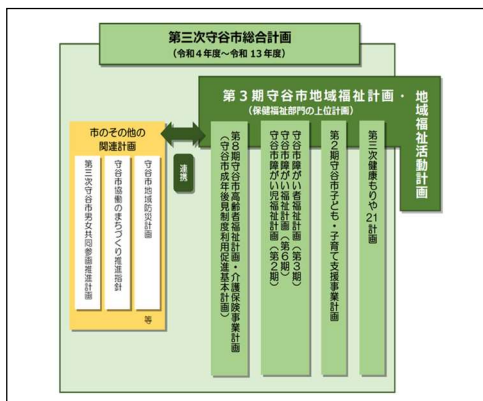
01 計画の概要

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づき、策定が努力義務化されている計画です。市の最上位計画である第3次守谷市総合計画を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画の上位計画として位置付けるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が組織の活動計画として策定する計画です。

第3期計画同様、両計画を一体的に策定することにより、それぞれの特性を活かしながら地域福祉の推進を図ります。

<計画の位置づけ(第3期計画から抜粋)>



<地域福祉計画に盛り込むべき事項(社会福祉法第107条)>

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

02 計画の構成について

- ◆ 地域福祉計画に盛り込むべき事項を念頭に入れつつ、現状分析(統計データ、市民アンケート、第3期計画の推進状況等)により課題を抽出し、その解決に向けた基本目標、取組事業等の設定を行います。
- ◆ 基本目標に対して、市民や地域、市、社会福祉協議会のそれぞれの役割から取組をまとめます。
- ◆ 取組事業の設定においては、重点、新規、拡大事業に絞って掲載し、地域福祉推進に向けた方向性を分かりやすく示します。

基本目標Ⅰ ……

基本施策Ⅰ ……

◆現状と課題 ……

◆今後の取組

- ・ 市民や地域に期待される取組
- ・ 市の取組
- ・ 社会福祉協議会の取組

取組事業のイメージ

重点・新規・拡大事業のみを掲載

03 骨子案について(次頁以降を参照)

【骨子案】

第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画 【令和9年度～令和13年度】

令和9年3月
守谷市・守谷市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 関連計画との関係	5
第3節 計画の期間.....	6
第4節 計画の策定体制	7
第2章 地域福祉に関する現状と課題.....	8
第1節 統計データからみえる現状.....	9
第2節 市民アンケート調査からみえる現状.....	23
第3節 第3期計画の推進状況.....	25
第4節 本計画で取り組むべき課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 基本理念.....	30
第2節 基本目標.....	30
第3節 施策の体系.....	30
第4章 施策の展開	31
基本目標1 支え合い助け合う地域づくり.....	32
基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり.....	32
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり.....	32
第5章 計画の推進	33
第1節 計画の進行管理・評価.....	34
資 料 編	35
1. 計画の策定経過	36
2. 守谷市地域福祉推進委員会	36
3. 守谷市地域福祉計画検討委員会	36

障がいの表記について

市では、「障がい」を人の個性の一部として積極的に捉えようとする考え方に立ち、「害」の文字のマイナスイメージを払しょくしたいとの思いで、「障害」を「障がい」と表記しています。

障がいのある人を取り巻く問題は多様ですが、本人やその家族の努力だけではなく、むしろその人を取り巻く社会のあり方によって変わっていくということを深く受け止め、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の実現を目指していきたいと考えています。

ただし、法律名、施設名、団体名等の固有名詞については、そのままの表記としています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 関連計画との関係

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

日本人の出生数は、令和6年に統計調査開始以来初めて70万人を割り、続く令和7年も出生数67万1236人、合計特殊出生率1.14といずれも過去最低を記録するなど、人口減少が加速しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、我が国の生産年齢人口は2020年から2050年までの30年間で約2,000万人も減少するなど、人手不足は今後一層深刻になることが予測されています。これらに伴い、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立といった課題が顕在化するとともに、担い手・働き手の不足など地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような全国的な流れの中にありながらも、本市は人口増加を続けてきました。しかし、最も人口の伸びが大きいのは高齢者層です。少子高齢化や世帯の単身化の波は確実に押し寄せているため、地域住民における相互扶助がますます重要となっています。

そうしたなか、本市では、令和4年3月に策定した「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とする第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、地域の課題を地域の全ての人々が「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、この課題を解決していけるように、様々な人々による支え合いや助け合いのための体制づくりを推進してきました。

この流れを絶やすことなく、地域の多様な主体を含め地域に暮らす一人ひとりが、自主的かつ主体的に参画し、ともに支え合い助け合う関係を強固にし、安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて「第4期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第4期計画」という。）」を策定しました。

2. 地域福祉とは

ライフスタイルの多様化や核家族化、単身世帯の増加が進む今日において、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立化は避けられない状況となっています。その結果、家族だけで介護や子育ての負担を抱え込んでしまう、周囲に助けを求められないまま生活が困窮してしまうなど、公的な支援制度（公助）だけでは早期に発見・対応することが難しい、複雑な生活課題が地域の中に潜在化しています。

これらの多様な課題に対応するためには、行政による専門的な福祉サービスを拡充するだけでなく、地域住民やボランティア、関係機関などの多様な主体が、地域の課題を身近なものとして捉え、日常のつながりの中で見守りや声かけを行う「住民相互による支え合い（互助・共助）」の仕組みを再構築することが極めて重要となります。

このように、公的な支援と地域社会の温かい支え合いを連動させ、誰もが地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合いながら、住み慣れた場所で安心して幸せに暮らし続けられるようにするための取り組みを「地域福祉」といいます。

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

地域福祉計画とは、地域福祉を総合的・計画的に進めるために市町村が策定する計画で、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉計画を推進するための指針となっています。

また、地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条に位置付けられた市町村社会福祉協議会が中心となり策定する民間計画です。全国社会福祉協議会による「地域福祉活動計画策定指針」において地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義されています。

行政計画である「地域福祉計画」と具体的な福祉活動を取りまとめた民間計画である「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進する際の両輪となるものです。地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定に当たっては、市と社会福祉協議会が地域福祉計画・地域福祉活動計画について策定作業の過程から協働し策定することで、地域福祉を取り巻く現状や施策の展開についても共有し、市と社会福祉協議会のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進するために第4期計画も両計画を一体的に策定しました。

【社会福祉法（抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 6 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 地域福祉に関する国、茨城県の動向

国においては、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応するため、住民が様々な課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築する「地域共生社会」の実現を推進しています。これに伴い、社会福祉法の改正による包括的な支援体制の構築や、近年の「孤独・孤立対策推進法」の施行など、誰もが地域で共に生きるための法整備や施策が進められています。

一方、茨城県は、少子高齢化や人口減少の加速、それに伴う地域福祉の担い手・働き手の不足といった社会情勢の変化を踏まえ、2026年度（令和8年度）から2029年度（令和11年度）までの4年間を期間とする「茨城県地域福祉支援計画（第5期）」を策定しました。この計画では、「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」を基本目標に掲げ、「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ、支え合いを担う「人材づくり」へのチャレンジ、福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジという3つを柱に、市町村の取り組みを広域的に後押しするという方針が示されています。

守谷市の地域福祉計画・地域福祉活動計画は、これら国や茨城県の福祉施策の大枠の動向と密接に連携し、本市の実情に即した具体的な施策を展開するための指針として位置づけるものです。

【地域共生社会のイメージ】



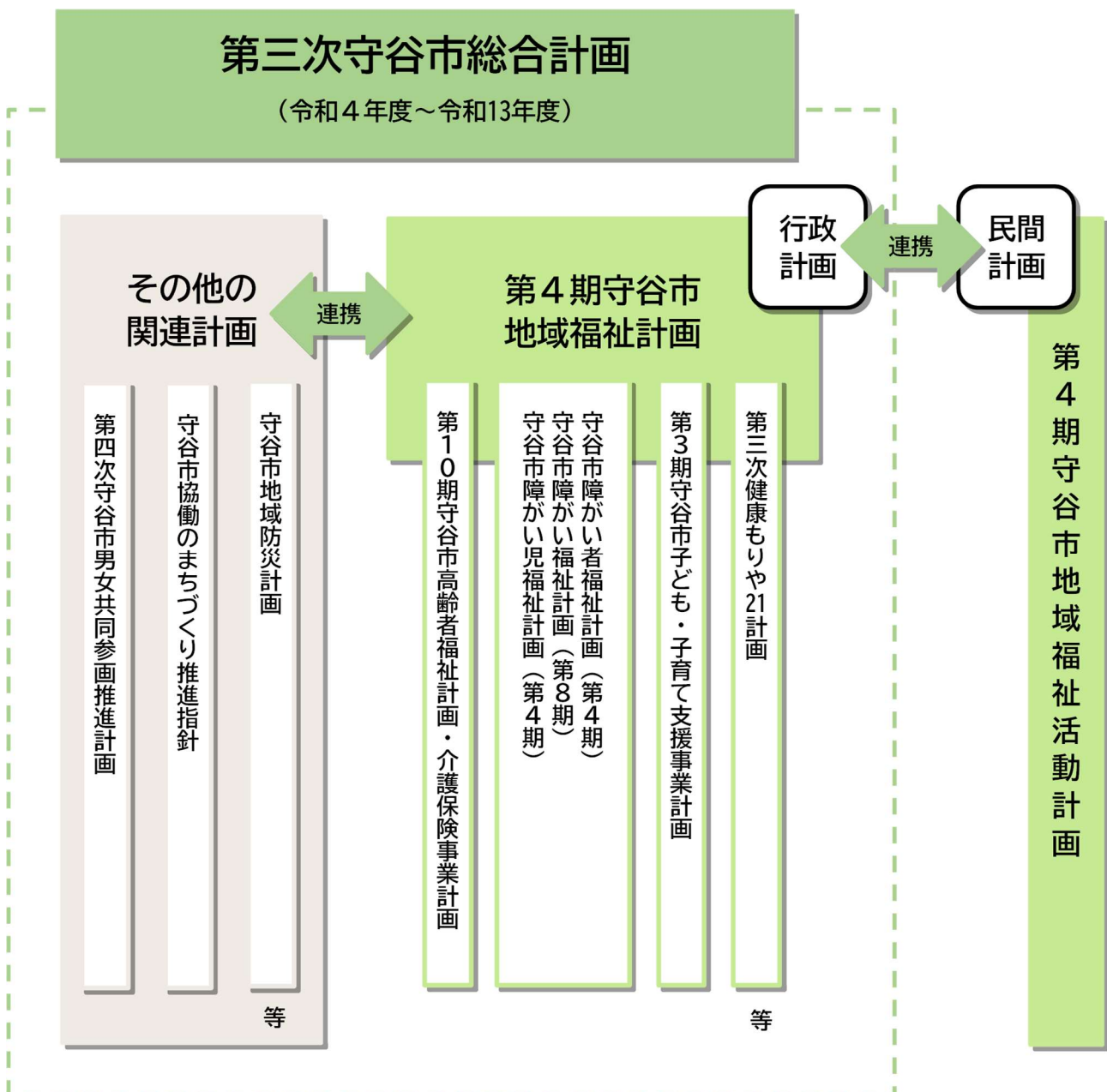
資料：厚生労働省資料を基に作成

第2節 関連計画との関係

本計画は、守谷市の最上位の計画である「第三次守谷市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進するものです。

また、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、「守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」という一体の計画として協議し策定することで、地域福祉を取り巻く現状や施策の展開についても共有し、それぞれの特性を活かしながら地域福祉を一体的に推進します。

【計画の位置付け】



第3節 計画の期間

第4期計画の期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

ただし、第4期計画の策定後に制度や事業が変わり、計画の修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

主な関連計画	年度									
	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13
守谷市総合計画	第三次基本構想（令和4～令和13）									
	第三次前期基本計画（令和4～令和8）					第三次後期基本計画（令和9～令和13）				
守谷市地域福祉計画・ 守谷市地域福祉活動計画	第3期計画（令和4～令和8）					第4期計画（令和9～令和13）				
守谷市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期 （令和3～令和5）	第9期（令和6～令和8）				第10期（令和9～令和11）				
守谷市障がい者福祉計画	第3期 （平成30～令和5）	第4期（令和6～令和11）								
守谷市障がい福祉計画・ 守谷市障がい児福祉計画	第6期 （令和3～令和5）	第7期（令和6～令和8）				第8期（令和9～令和11）				
	第2期 （令和3～令和5）	第3期（令和6～令和8）				第4期（令和9～令和11）				
守谷市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期（令和2～令和6）			第3期（令和7～令和11）						
健康もりや21計画	第三次（令和4～令和13）									

※「第4期守谷市地域福祉計画・守谷市地域福祉活動計画」は、「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」及び「守谷市再犯防止推進計画」を包含します。

第4節 計画の策定体制

地域福祉計画については、「市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。」（社会福祉法第107条第2項）とされています。

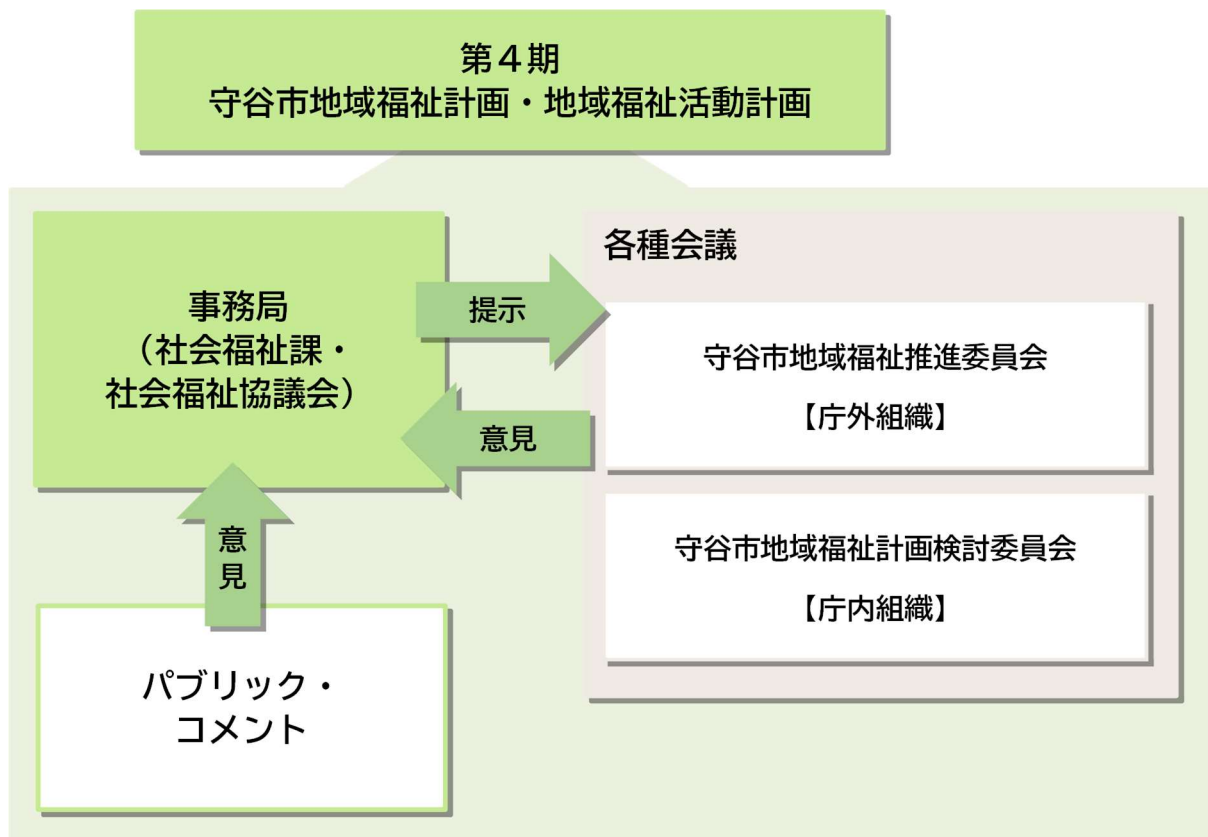
（1）守谷市地域福祉推進委員会

市民が参画する「守谷市地域福祉推進委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行いました。

（2）守谷市地域福祉計画検討委員会

庁内の関係各課と社会福祉協議会の職員を構成員とする「守谷市地域福祉計画検討委員会」において、地域福祉計画策定のための審議・検討を行うとともに、各担当部門との連携・調整を行いました。

【計画の策定体制のイメージ図】



第2章 地域福祉に関する現状と課題

第1節 統計データからみえる現状

第2節 市民アンケート調査からみえる現状

第3節 第3期計画の推進状況

第4節 本計画で取り組むべき課題

第1節 統計データからみえる現状

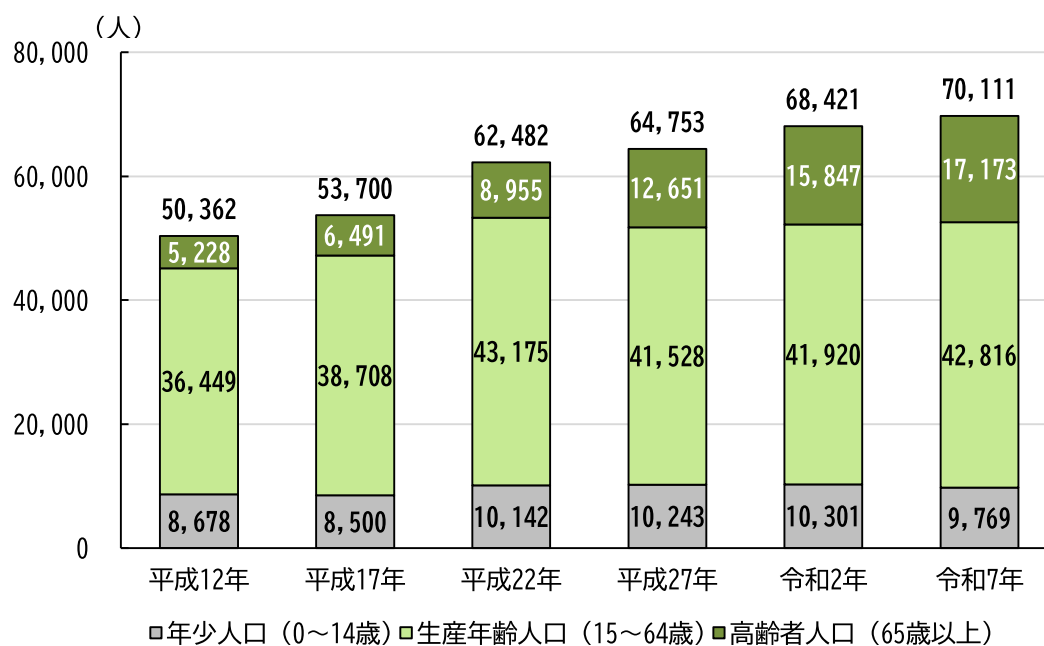
1. 人口や世帯の状況

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、平成12年の50,362人から一貫して増加を続けており、令和7年には70,111人に達しています。世帯数についても同様に増加傾向にあり、平成12年の16,409世帯から令和7年には29,803世帯へと大きく増加しました。一方で、1世帯あたりの人員は平成12年の3.1人から令和7年には2.4人へと減少しており、単身世帯や核家族化といった小世帯化が顕著に進行していることがうかがえます。

年齢3区分別の人口構造をみると、年少人口（0～14歳）の割合が平成12年の17.2%から令和7年には14.0%へと低下し、生産年齢人口（15～64歳）の割合も72.4%から61.4%へと低下しています。これに対して、高齢者人口（65歳以上）は平成12年の10.4%から、令和7年には24.6%へと大幅に増加しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】

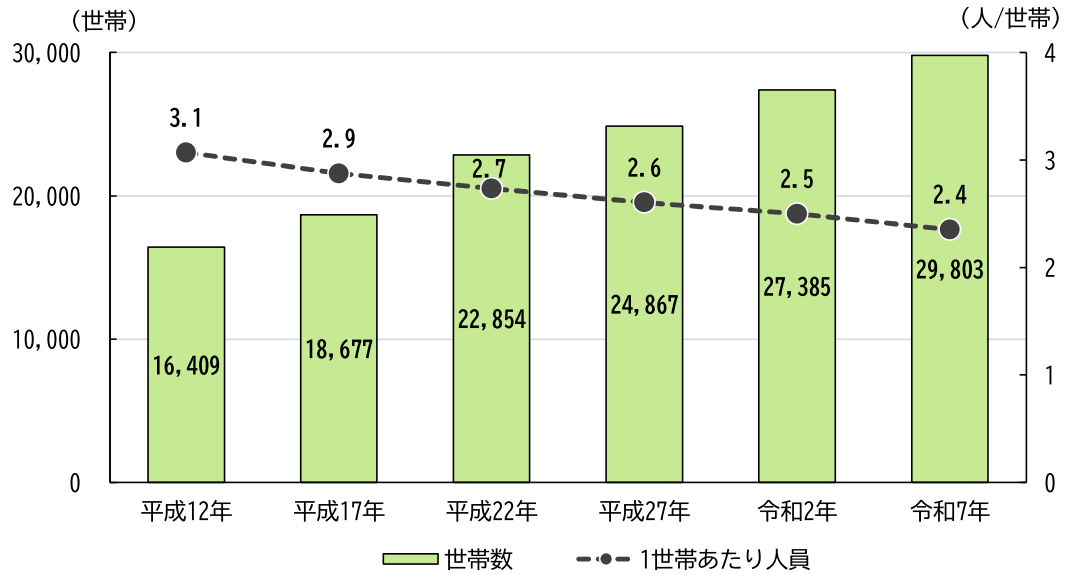


資料：常住人口調査(各年10月1日現在)

総人口には「年齢不詳」を含むため、3区分別人口の合計と一致しない。

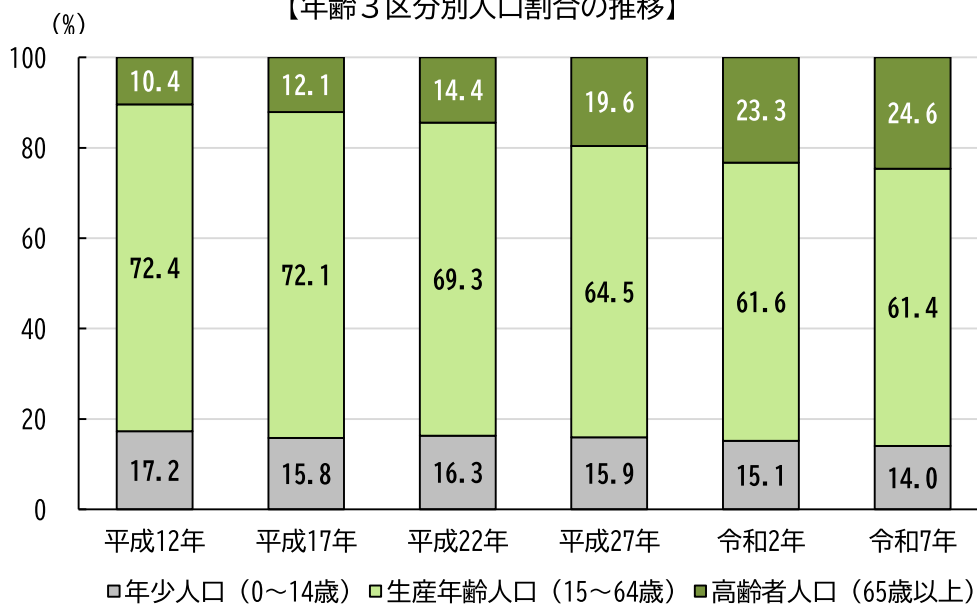
第2章 地域福祉に関する現状と課題

【世帯数と一世帯当たり人員の推移】



資料：常住人口調査(各年10月1日現在)

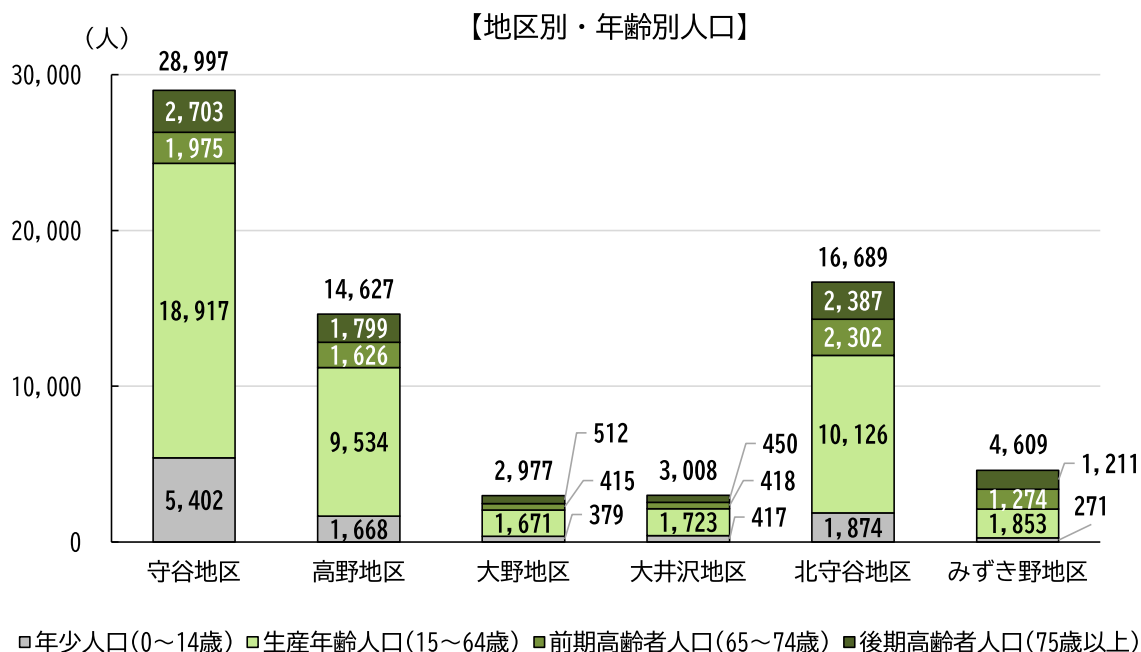
【年齢3区分別人口割合の推移】



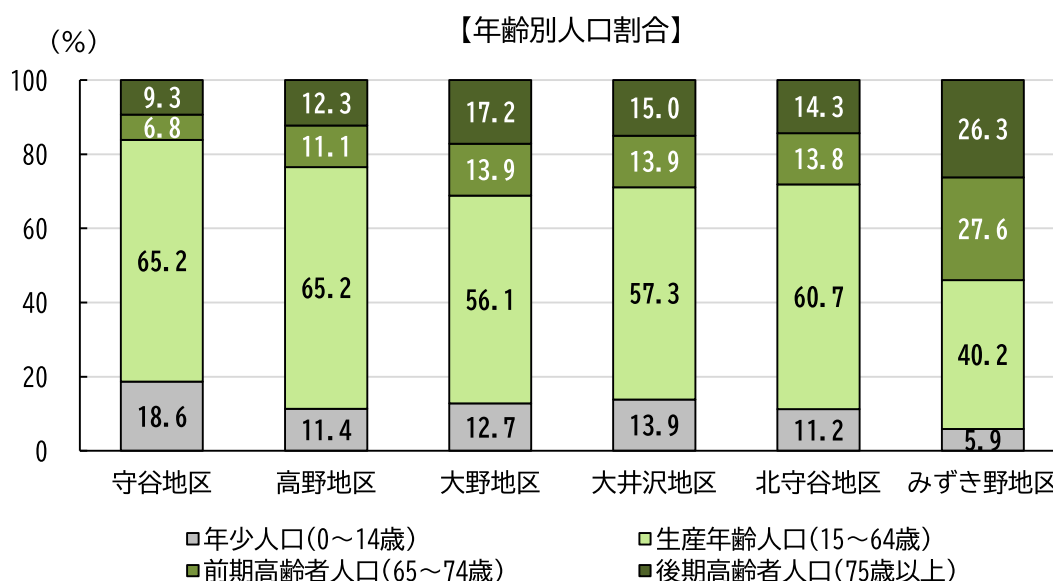
資料：常住人口調査(各年10月1日現在)
年齢不詳を除いて集計している。

(2) 地区別人口

地区別の人口をみると、守谷地区が28,997人で最も多く、次いで北守谷地区16,689人、高野地区14,627人の順となっており、これら3地区で市全体の人口の8割以上を占めています。一方で高齢化の状況を地区別でみると、守谷地区を除くすべての地区で後期高齢者（75歳以上）の割合が1割を超えています。特にみずき野地区は、前期高齢者（27.6%）と後期高齢者（26.3%）がともに2割を超え、これらを合わせた高齢化率が53.9%と住民の過半数を占めており、少子高齢化が顕著に進行している地区と言えます。



資料：住民基本台帳人口(令和7年4月1日現在)



資料：住民基本台帳人口(令和7年4月1日現在)

(3) 将来人口の推計

調整中

※守谷市総合計画の推計と整合性を図ります。

【将来人口の推計値の推移】

資料：

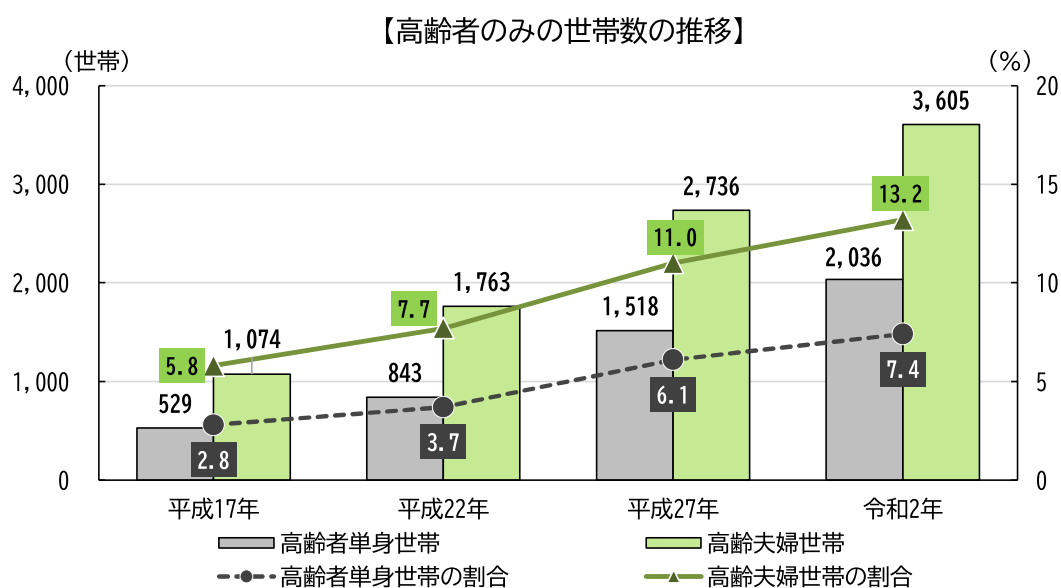
2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者の状況

① 高齢者のみの世帯の状況

高齢者のみの世帯の状況をみると、令和2年現在、高齢者単身世帯は2,036世帯（一般世帯に占める割合7.4%）、高齢夫婦世帯は3,605世帯（同13.2%）となっています。平成17年と比較すると、高齢者単身世帯数は約3.8倍（1,507世帯増）、高齢夫婦世帯数は約3.4倍（2,531世帯増）へと、いずれも急激に増加しています。

世帯数だけでなく一般世帯に占める割合も一貫して上昇を続けており、両世帯を合わせると市内の全世帯の2割以上（20.6%）が高齢者のみの世帯となっています。

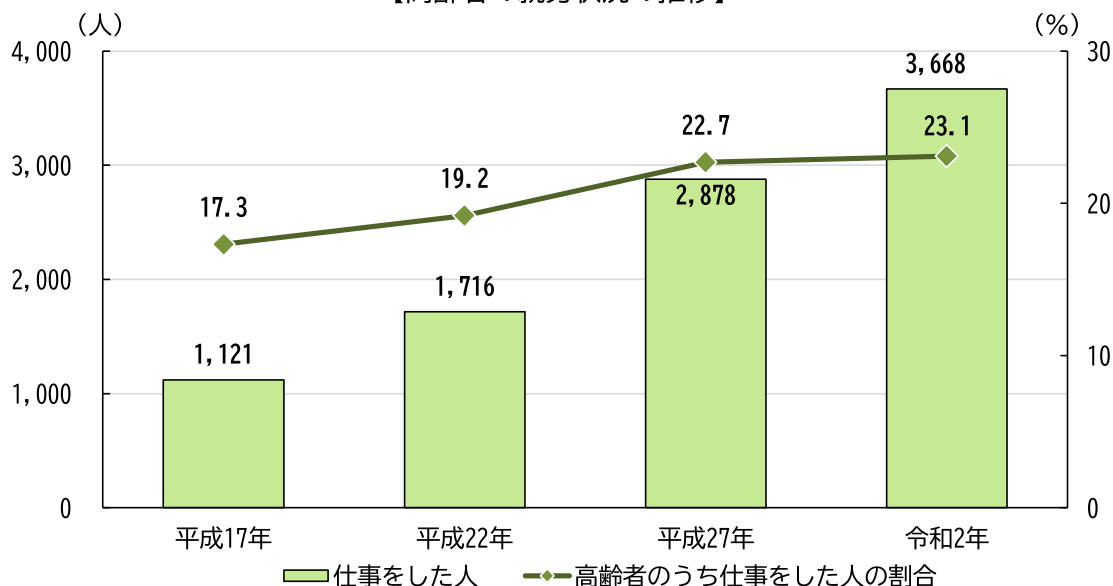


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

② 高齢者の就労状況の推移

高齢者の就労状況の推移をみると、過去一年のうちに仕事をした高齢者の数は一貫して増加傾向にあり、令和2年には3,668人に達しています。これは平成17年の1,121人と比較すると、15年間で3倍以上（2,547人増）に拡大したことになります。高齢者人口に占める仕事をした人の割合をみても同様に上昇を続けており、平成17年の17.3%から令和2年には23.1%へと上昇しています。

【高齢者の就労状況の推移】

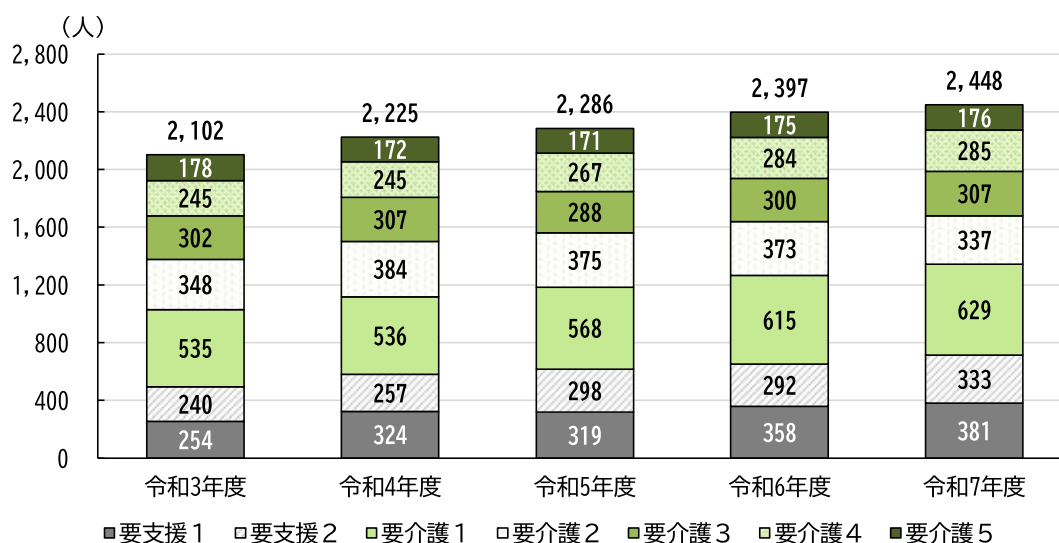


資料：国勢調査(各年10月1日現在)

③ 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると、総数では令和3年度の2,102人から令和7年度には2,448人へと、4年間で346人増加しており、高齢者人口の伸びに伴って認定者数も着実に増加しています。令和7年度末の内訳をみると、要支援1・2の軽度者が714人（全体の約29.2%）、要介護1・2の中度者が966人（同39.4%）、要介護3～5の重度者が768人（同31.4%）となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



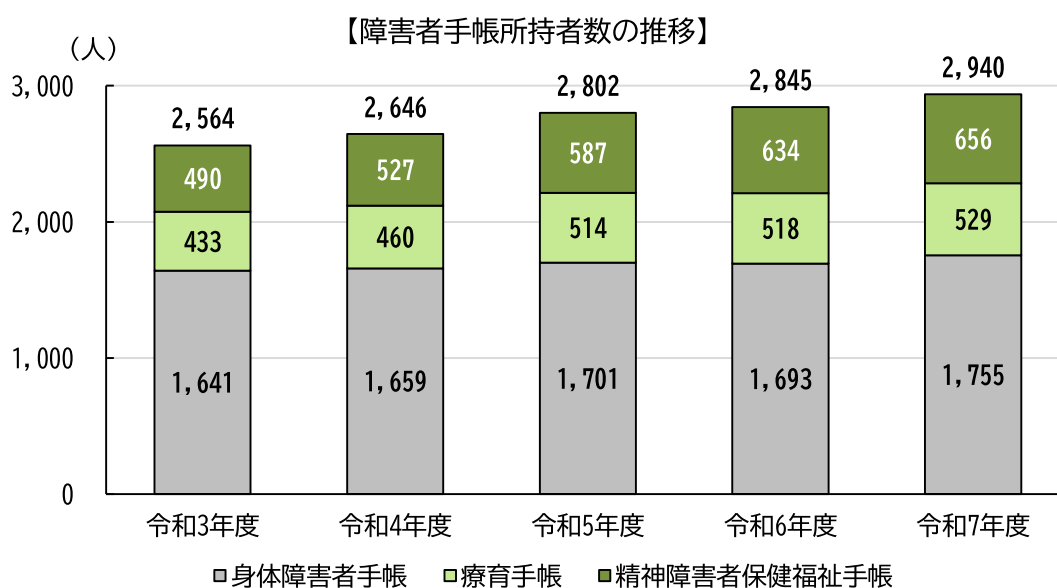
資料：介護保険事業状況報告(各年度末現在)

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者の状況をみると、手帳所持者の総数は年々増加傾向にあり、令和3年度の2,564人から令和7年度には2,940人へと、4年間で376人増加しています。

手帳の種類別の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者が令和3年度の490人から令和7年度には656人（166人増）へと最も大きく増加しており、次いで療育手帳の所持者も433人から529人（96人増）へと増加しています。一方で、手帳所持者の中で最も大きな割合を占める身体障害者手帳の所持者は、令和3年度の1,641人から令和7年度には1,755人（114人増）へと増加を続けていますが、その増え方は他の手帳所持者よりもゆるやかなものとなっています。



資料：

身体障害者手帳：健幸長寿課(各年度末現在)

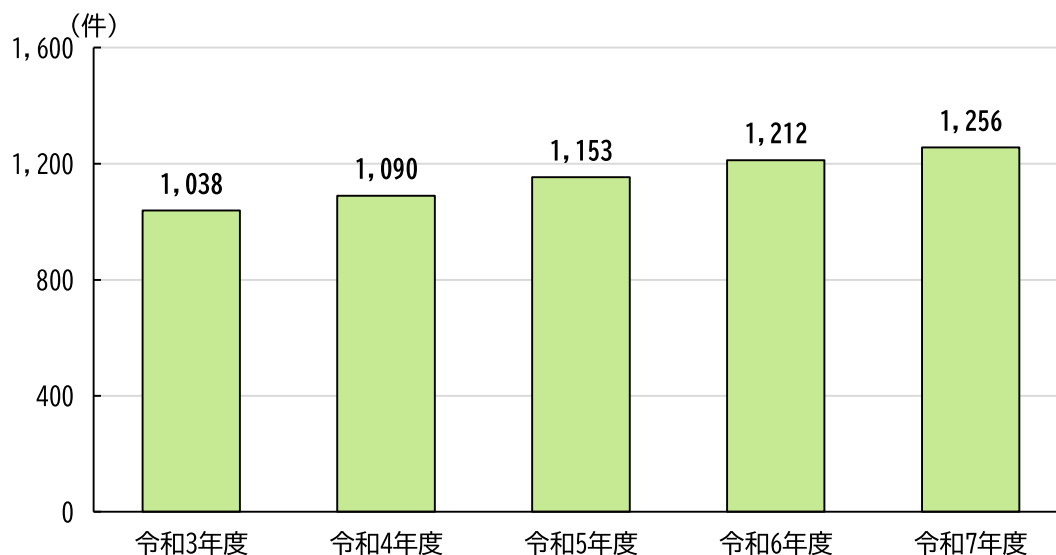
療育手帳：健幸長寿課(各年度末現在)

精神障害者保健福祉手帳：茨城県精神保健福祉センター(各年度末現在)

② 自立支援医療受給者証の発行件数の状況

自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数をみると、令和7年度末現在、1,256件となっています。令和3年度（1,038件）から一貫して増加しており、令和3年度と比較すると218件の増加となっています。

【自立支援医療（精神通院）受給者証の発行件数の推移】



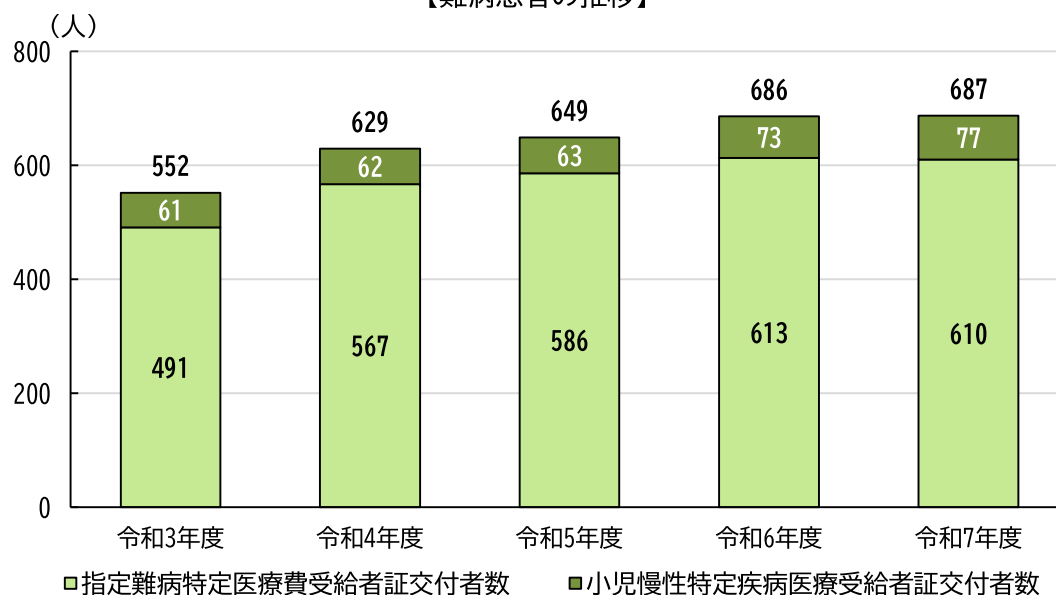
資料：茨城県精神保健福祉センター(各年度末現在)

③ 難病患者の状況

本市の難病患者の状況をみると、令和7年度末現在、指定難病特定医療費受給者証交付者数は610人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者数は77人となっています。

近年の動向をみると、指定難病の交付者数は令和3年度（491人）から令和6年度（613人）まで増加が続いていましたが、令和7年度は610人とほぼ横ばいとなっています。小児慢性特定疾病の交付者数は令和3年度の61人から令和7年度の77人へとゆるやかな増加傾向にあります。

【難病患者の推移】

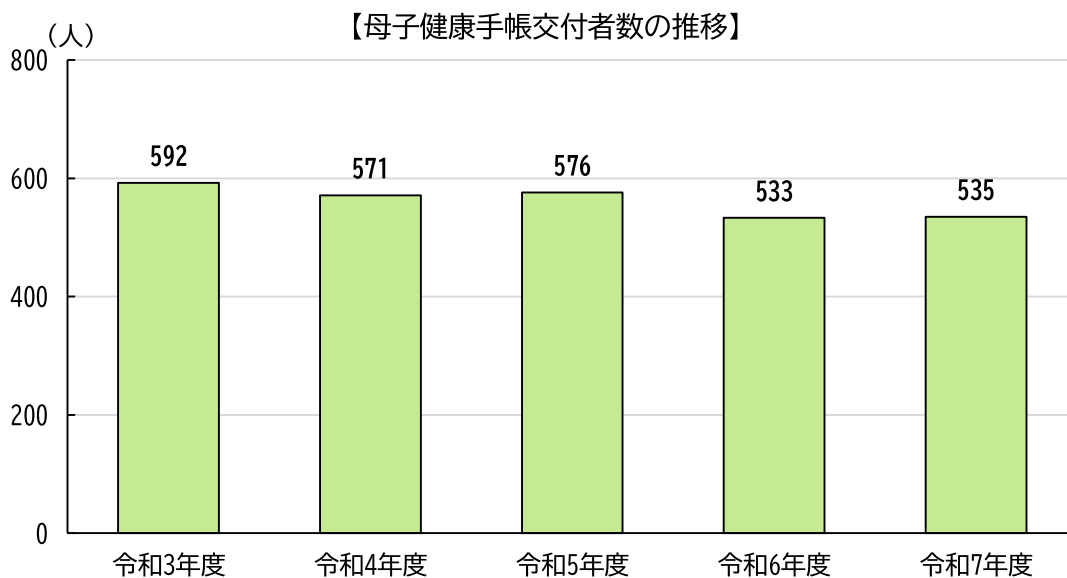


資料：竜ヶ崎保健所(各年度末現在)

(3) 母子保健と子育て家庭の状況

① 母子健康手帳交付者数の推移

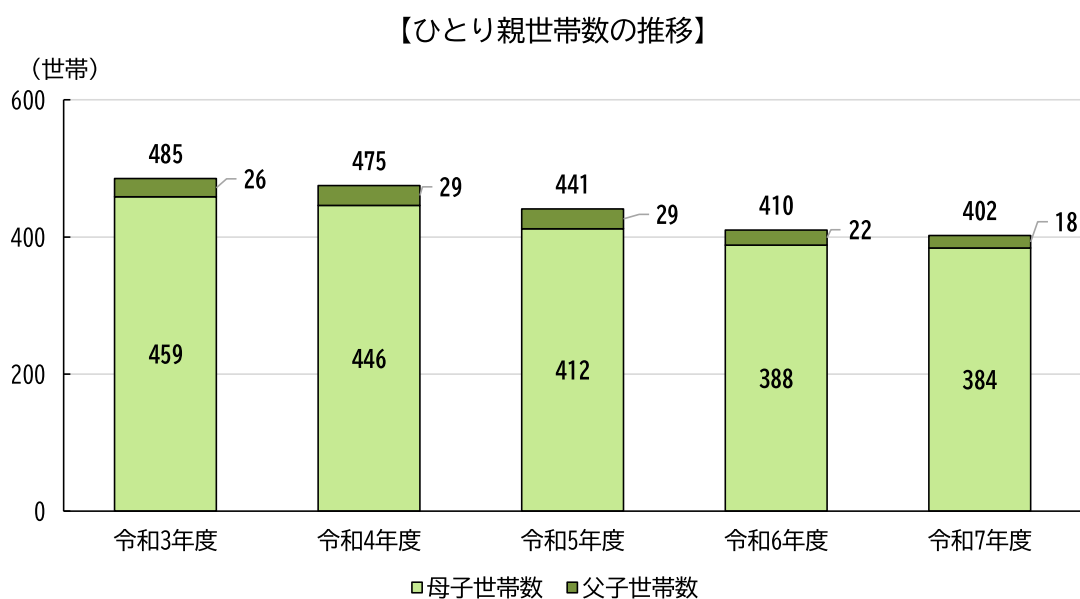
本市の母子健康手帳交付者数の状況をみると、全体としてはゆるやかな減少傾向にあり、令和7年度は535人と4年間で57人の減少となっています。



資料：のびのび子育て課(各年度末現在)

② ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯数の状況をみると、母子世帯・父子世帯とも年々減少傾向にあり、総世帯数は令和3年度の485世帯から令和7年度には402世帯と4年間で83世帯減少しています。

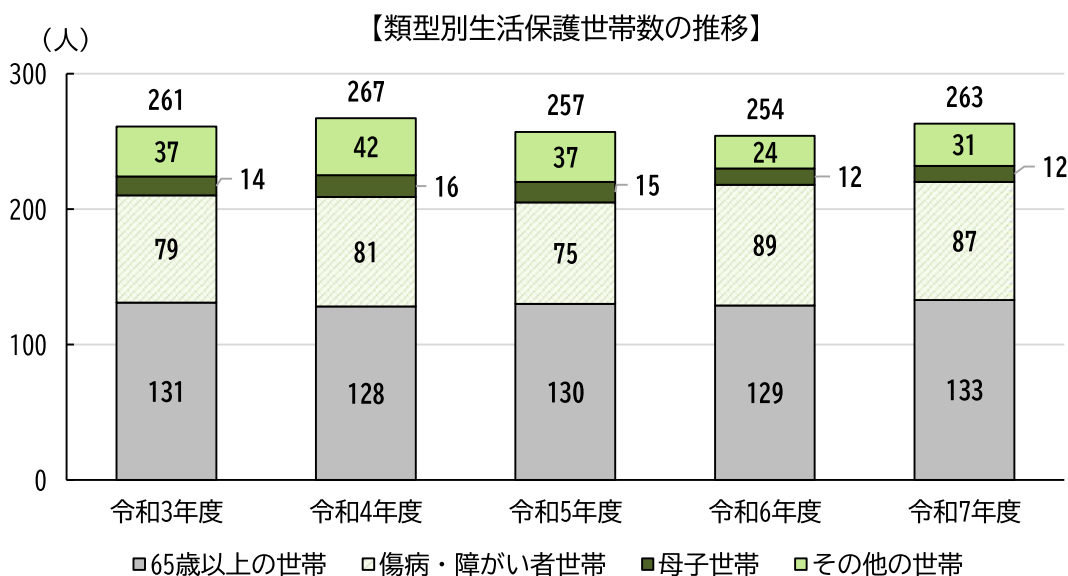
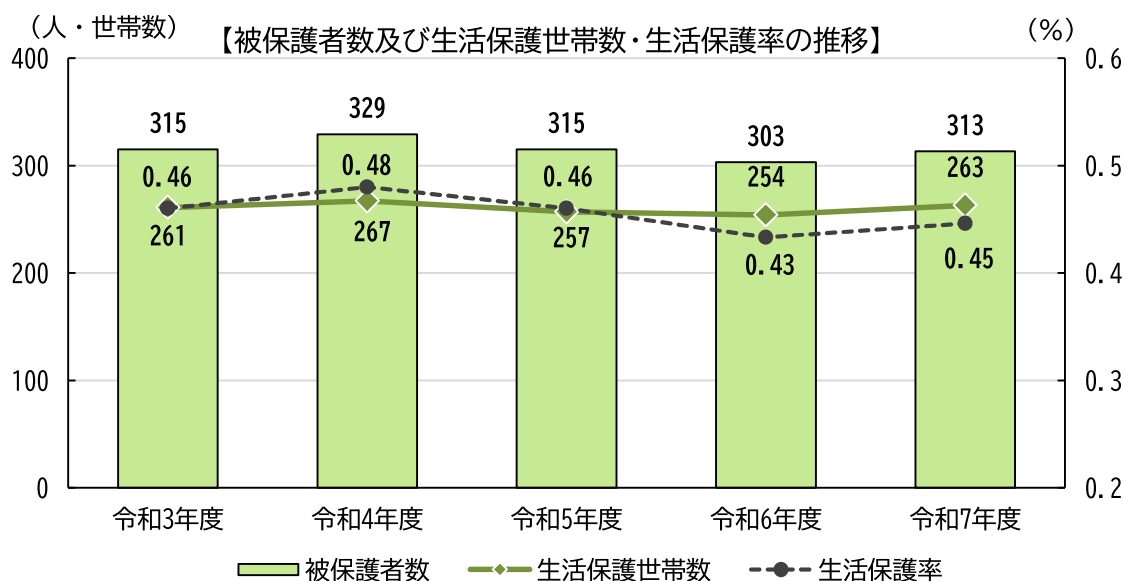


資料：のびのび子育て課(各年度末現在)

(4) 生活保護の状況

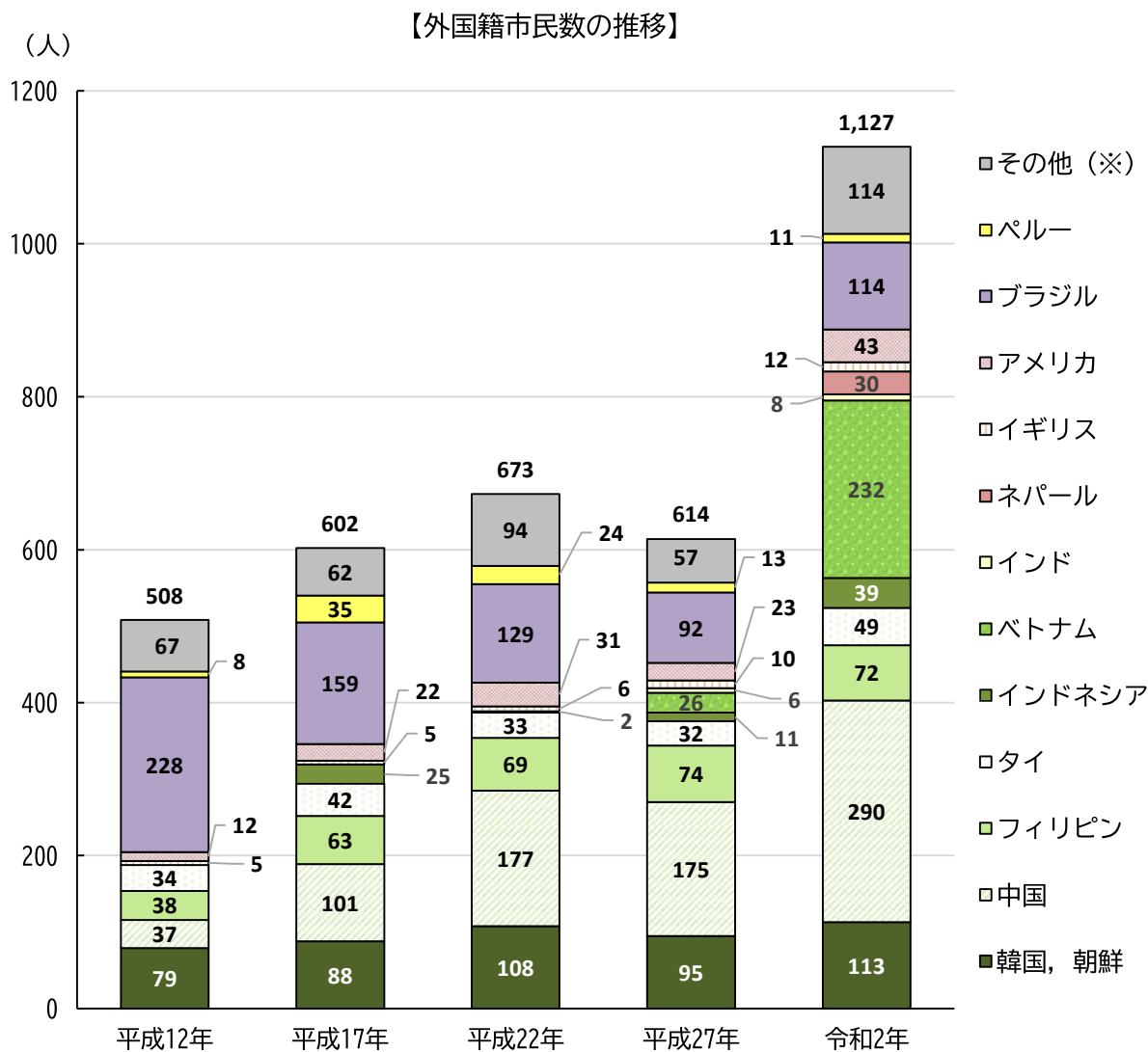
本市の生活保護の状況をみると、令和7年度末現在、被保護者数は313人、生活保護世帯数は263世帯となっており、令和3年度（被保護者数315人、生活保護世帯数261世帯）と同水準で推移しています。人口千人あたりに対する被保護者の割合を示す生活保護率をみても、令和3年度の0.46%から令和7年度は0.45%と、大きな変動はなくおおむね横ばい傾向となっています。

一方で、生活保護世帯の内訳（世帯主の特性別）をみると、令和7年度は「65歳以上の世帯」が133世帯と最も多く、全体の半数以上（約50.6%）を占めています。次いで「傷病・障がい者世帯」が87世帯（同33.1%）となっており、これら2つの区分で全体の8割を超えています。



(5) 外国籍市民の状況

本市の外国籍市民数をみると、平成12年の508人から一時的な増減を経て、令和2年には1,127人と2.2倍となっています。国籍別の構成をみると、平成12年時点で最も大きな割合を占めていたブラジルが令和2年には114人へと半減する一方、中国は37人から290人、ベトナムは0人から232人へと大幅に増加しています。



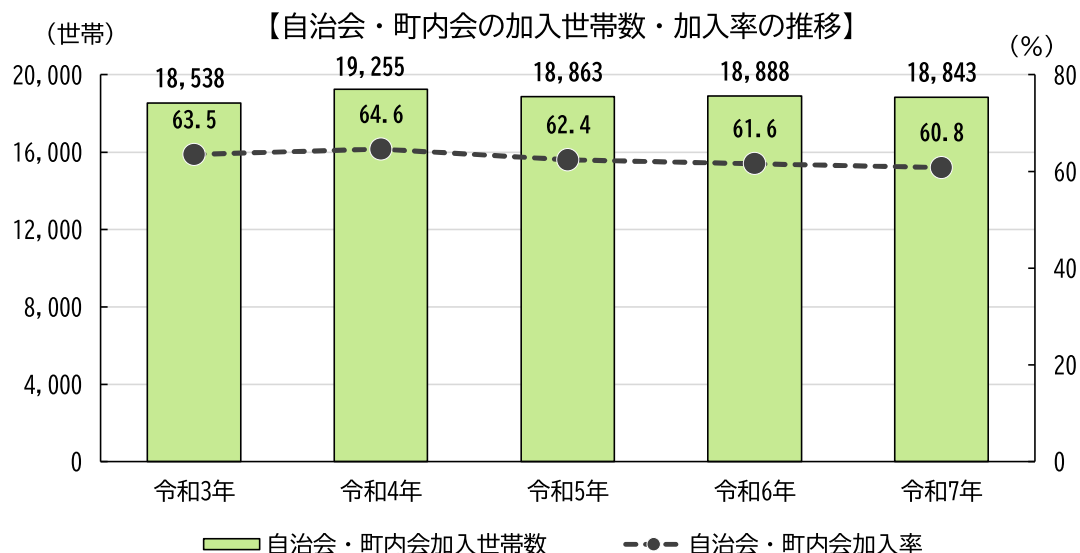
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

※「その他」(国籍)については、無国籍及び国名「不詳」の者を含む。
一部該当データなし・個別集計されなかった国の数値も含む。

3. 地域の状況

(1) 自治会・町内会の状況

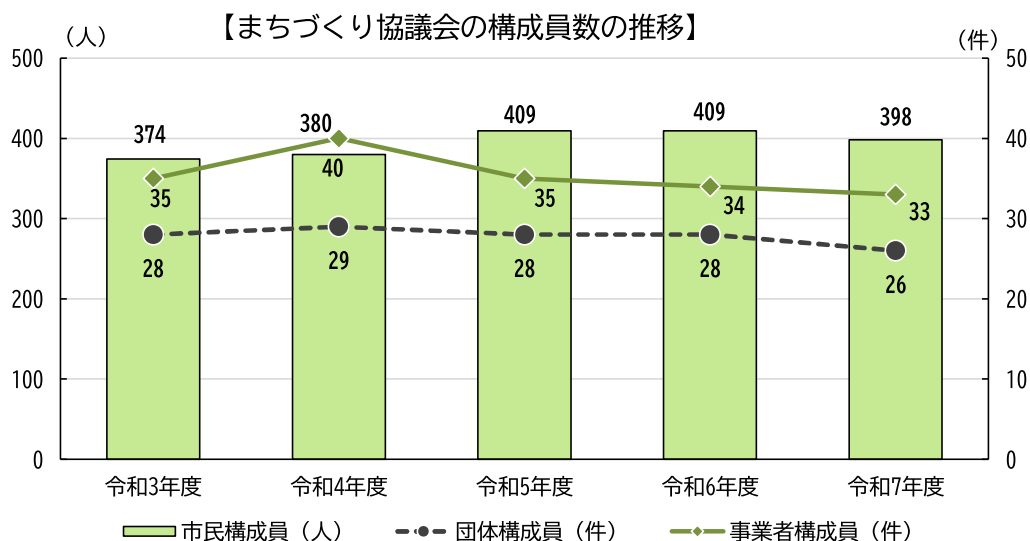
自治会・町内会の加入世帯数をみると、令和3年から令和7年にかけて、19,000世帯をはさんだ横ばいの推移となっています。この間、世帯の総数は年々増加しているため、自治会・町内会加入率は低下傾向で、令和7年は60.8%と令和3年から2.7ポイントの減少となりました。



(2) まちづくり協議会の状況

本市では、地域住民や自治会・町内会、各種団体が連携して地域課題の解決等に取り組むまちづくり協議会を市内10地区に設置しています。

令和3年度から令和7年度にかけてのまちづくり協議会の構成員数の推移をみると、個人として参画する市民構成員数は、令和7年度は398人で、令和3年度からほぼ横ばいとなっています。一方、組織として参画する団体構成員数及び事業者構成員数については、令和4年度以降ゆるやかな減少傾向がみられます。

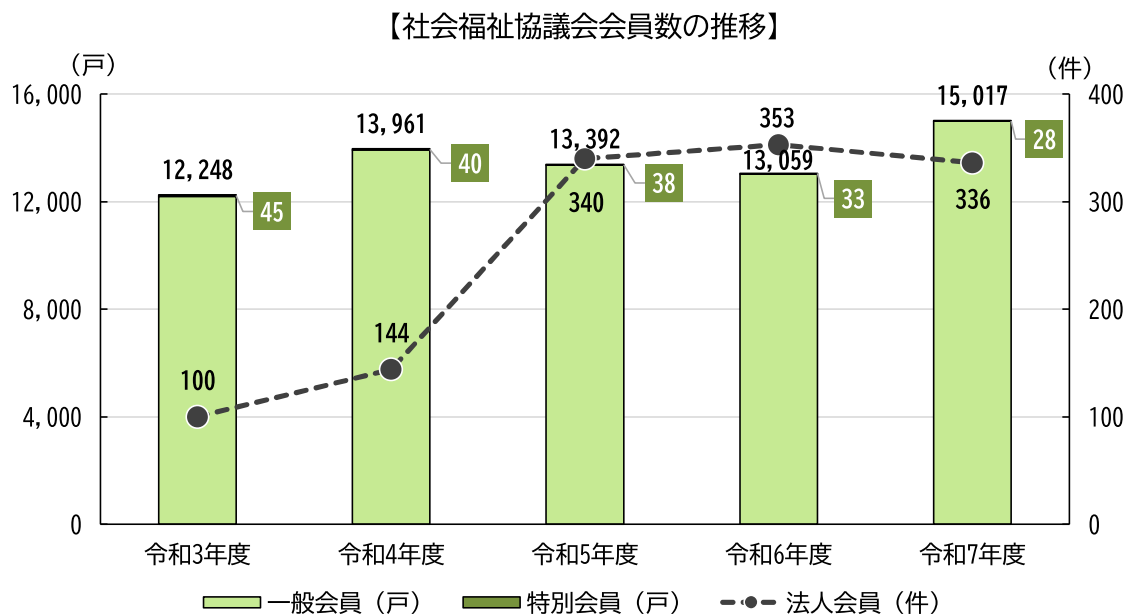


まちづくり協議会によって、構成員を市民単位とするところと、団体単位とするところがある。

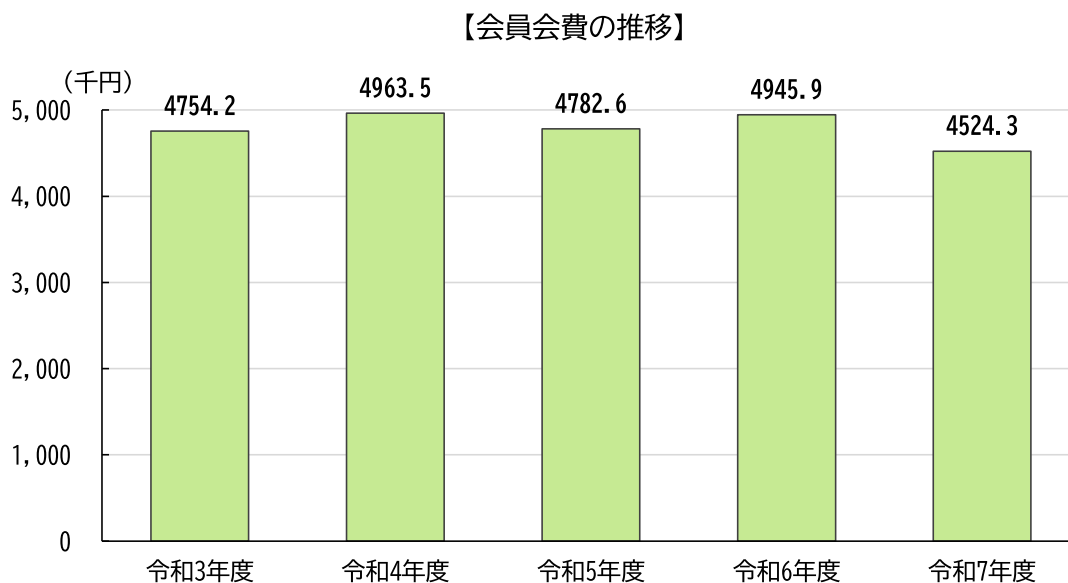
(3) 社会福祉協議会の状況

令和3年から令和7年にかけての社会福祉協議会の会員数推移をみると、住民（世帯）を対象とする一般・特別会員数は、令和3年度の12,248戸から、令和7年度15,017戸へと、年度による多少の増減はあるものの、全体として増加傾向にあります。しかし、その一方で、会費についてはおおむね横ばい、ないしゆるやかな減少傾向となっています。

企業や団体を対象とする法人会員（件）については、令和3年度の100件から、コロナ禍を経て、令和5年度には340件へと急増し、その後もおおむね横ばいで推移しています。



資料：守谷市社会福祉協議会(各年度末時点)

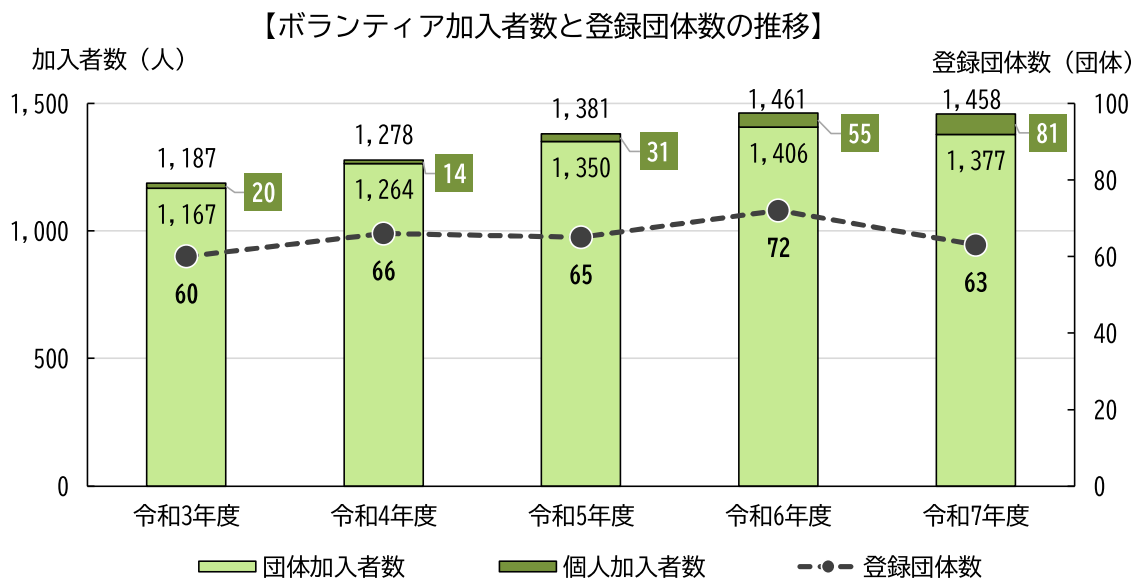


資料：守谷市社会福祉協議会(各年度末時点)

(4) ボランティアの状況

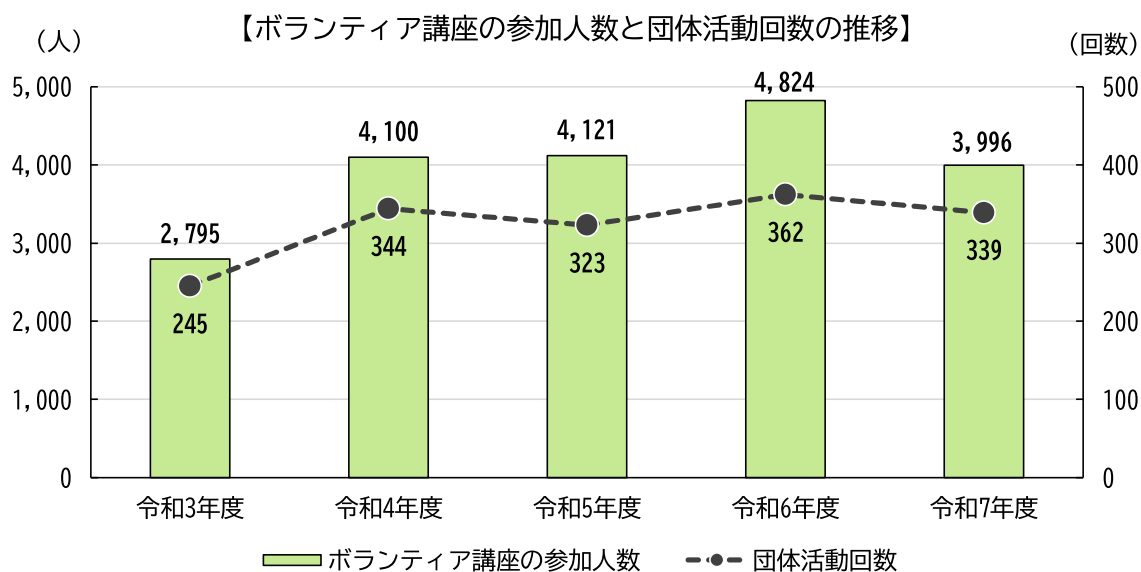
本市のボランティアの状況をボランティア保険への加入者数に基づいてみると、団体加入者数、個人加入者（※）数とも令和3年度から令和7年度まで、多少の増減はあるもののおおむね増加傾向にあります。一方、登録団体数は、この間横ばいで推移しています。

ボランティア講座の参加人数は、令和3年度から令和6年度にかけて増加を続けましたが、令和7年度は減少しました。団体活動回数は、令和4年度から令和7年度まで、おおむね横ばいで推移しています。



資料：守谷市社会福祉協議会(各年度末時点)

※個人加入者とは、ボランティア団体に所属して活動するのではなく、個人的な目的で被災地支援や夏休みの学生ボランティア等の活動を行う方



資料：市民協働推進課(各年度末時点)

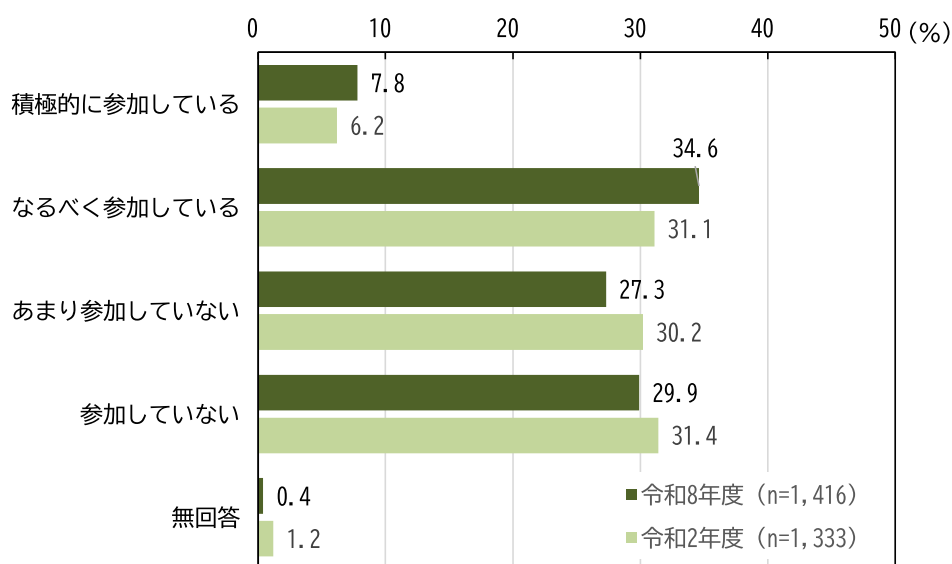
第2節 市民アンケート調査からみえる現状

本計画の策定にあたり、令和8年5月に、市内在住の18歳以上の市民の中から無作為で抽出された3,000人を対象に実施された「まちづくり市民アンケート」（回収率47.2%）の結果から、本市の地域福祉に関する現状把握に努めました。主な結果を、以下に示します。

（1）地域活動への参加

地域活動（自治会・町内会・子ども会など）への参加の状況については、「積極的に参加している」が7.8%、「なるべく参加している」が34.6%となっています。令和2年度の調査と比較すると、それぞれ1.6ポイント、3.5ポイント高くなっていますが、合わせても42.4%と半数には達していません。

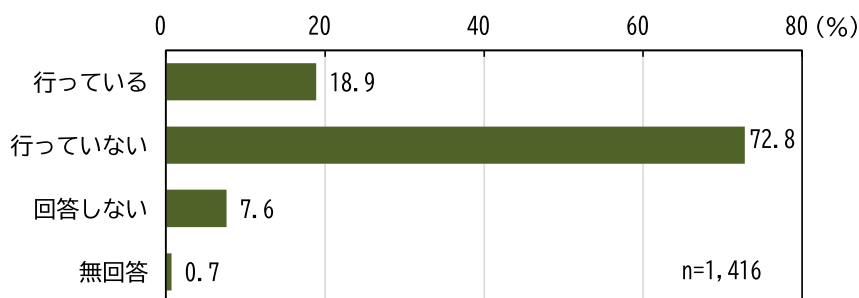
【地域活動への参加状況】



（2）高齢者への声かけや見守り

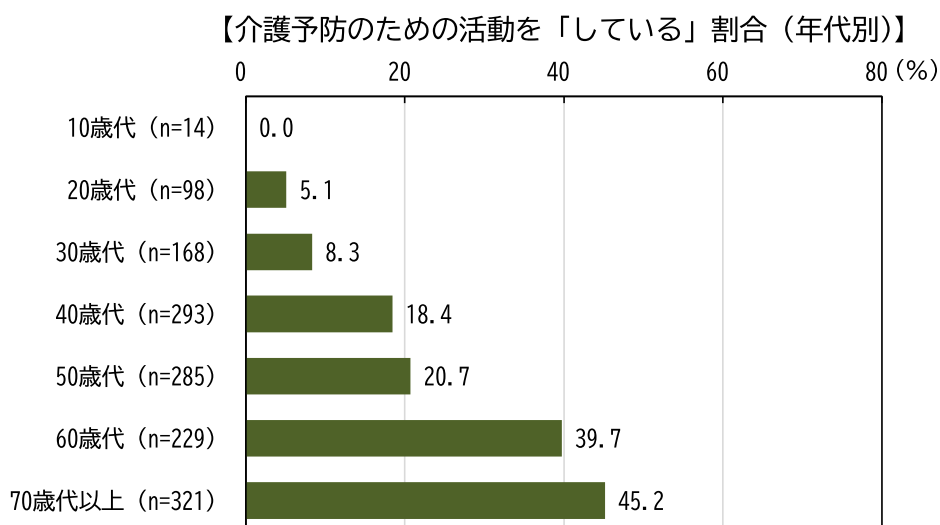
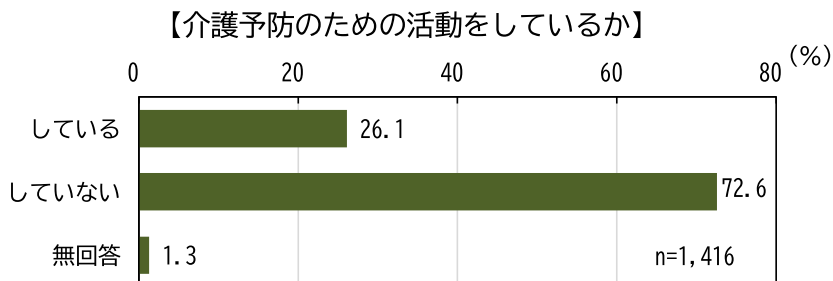
高齢者等の閉じこもりの発見や防止等のために、日ごろから地域で声かけやさりげない見守りなどを行っているかについては、「行っている」が18.9%、「行っていない」が72.8%となっており、地域における見守り活動の実施状況は限定的であることがわかります。

【地域における声かけ、見守りの状況】



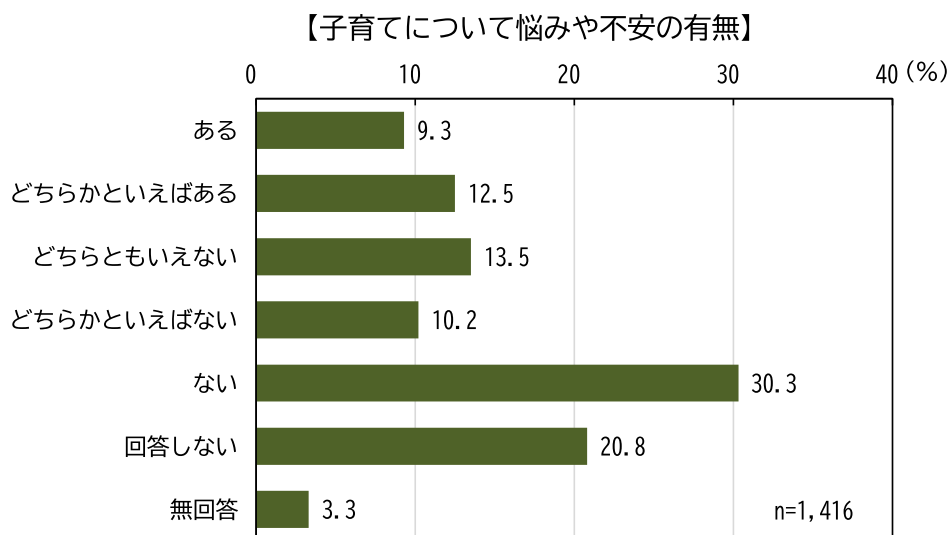
(3) 介護予防のための活動

介護予防のために何かしているかについて、「している」は26.1%に留まっており、「していない」が72.6%となっています。年代別でみると、「している」は年代が上がるにともない高くなっていますが、70歳代以上でも半数には達していません。



(4) 子育てに関する悩みや不安

子育てについて、悩みや不安があるかについては、「ない」と「どちらかといえばない」を合わせると40.5%となっています。一方、「ある」と「どちらかといえばある」を合わせると21.8%とおおよそ5人にひとりの子育てに悩みや不安を抱えていることがうかがえます。



第3節 第3期計画の推進状況

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画に盛り込まれた再掲事業を含む217の施策についての評価（推進状況と第4期計画への対応）は次のとおりです。

全体の217施策の推進状況は、A評価が43.8%、B評価が51.2%と順調に進捗しています。これに伴い、第4期計画への方向性も86.2%が「維持」となるなど、維持・拡大を重視する傾向です。基本目標別では、基本目標2の介護予防分野等でC評価が5つ（19.2%）と課題もみられます。

評価	評価基準
A	順調に取り組んでおり、成果も上がっている。
B	段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。
C	計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。
D	取り組みが一部停滞している。
E	取り組みに至っていない。

※今回の評価結果では、D～E評価がなかったため取り上げていない。
各評価及び方向性の構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

■ 全体

取組事業	施策数	推進状況			第4期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
全体	217	95	111	11	19	187	4	7
		43.8%	51.2%	5.1%	8.8%	86.2%	1.8%	3.2%

■ 基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第4期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 地域活動のきっかけ づくりの推進と 人材育成	22	14	8	0	8	14	0	0
基本施策2 支え合い活動の 推進	15	4	10	1	5	9	0	1
合計	37	18	18	1	13	23	0	1
		48.6%	48.6%	2.7%	35.1%	62.2%	0%	2.7%

第2章 地域福祉に関する現状と課題

■ 基本目標 2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第4期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 健康寿命の延伸と 介護予防の推進	26	12	9	5	0	26	0	0
基本施策2 支え合い活動の推進	26	8	17	1	0	26	0	0
基本施策3 市民の活動支援	12	9	3	0	1	11	0	0
合計	64	29	29	6	1	63	0	0
		45.3%	45.3%	9.4%	1.6%	98.4%	0%	0%

■ 基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

取組事業	施策数	推進状況			第4期計画での方向性			
		A	B	C	拡大	維持	縮小	廃止
基本施策1 保健福祉サービスの 充実	61	30	29	2	0	55	2	4
基本施策2 保健福祉サービスの 利用支援	21	10	10	1	2	18	0	1
基本施策3 安全・安心な 生活環境づくりの推進	16	3	12	1	3	10	2	1
基本施策4 権利擁護の推進	18	5	13	0	0	18	0	0
合計	116	48	64	4	5	101	4	6
		41.4%	55.2%	3.4%	4.3%	87.1%	3.4%	5.2%

第4節 本計画で取り組むべき課題

統計データや市民アンケート調査結果、第3期計画の推進状況などから、地域福祉に関する本市の課題を次のとおり抽出しました。

1 高齢単身世帯の孤立防止と地域偏在への対応

本市の令和2年現在の高齢者単身世帯は2,036世帯、高齢夫婦世帯は3,605世帯となっています。平成17年と比較すると、高齢者単身世帯数は約3.8倍（1,507世帯増）、高齢夫婦世帯数は約3.4倍（2,531世帯増）へと、いずれも急激に増加しています。また、高齢化率は令和7年に24.5%に達しています。地区別でみると、みずき野地区では53.9%と住民の過半数が高齢者にあたり、地域的な偏在が顕著です。世帯の小規模化が進むなかで、認知症や社会的孤立、孤独死の防止等の日常生活支援の充実が急務である一方、市民アンケート調査では、地域における見守り活動を行っている人は18.9%と活発であるとはいえない現状にあります。

今後は、この世帯構造に対応するため、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を推進します。地区ごとの実態に即したきめ細かな見守りネットワークを再構築するとともに、市、社会福祉協議会、住民が一体となり、近隣の支え合い機能を強化します。

2 健康寿命の延伸と介護予防施策の再構築

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、高齢化の進行に伴い今後も介護ニーズのさらなる増大が見込まれています。一方で、第3期計画の推進状況を検証すると、全217施策のうち評価となった11事業の半数以上（5事業）が「健康寿命の延伸と介護予防の推進」などの介護予防分野に集中しており、主に健診の受診率や健康意識の向上が課題となっています。

市民アンケート調査では、介護予防のために何かをしている人は、年代が上がるにともなって高くなりますが、70歳代以上でも半数に達していません。

今後は、介護予防の大切さを理解いただくための啓発を更に強化するとともに、停滞がみられた介護予防・健康づくり施策の課題を精査し、これまでの手法にとらわれず、元気なシニア層や民間事業者とも連携し、多様な住民が自発的かつ手軽に参加したくなる魅力的なプログラムへの再構築を進めます。

3 精神障がい者等への支援と包括的な相談体制の整備

各種障害者手帳のなかでも「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数が最も高い増加幅を示しており、さらに「自立支援医療（精神通院）受給者証」の発行件数も一貫して増加傾向にあります。また、生活保護受給世帯数は横ばいですが、その内訳は傷病・障がい者世帯が33.1%、高齢者世帯が半数以上と、全体の8割以上を占めて固定化しています。メンタルヘルスの課題や、社会的孤立に伴う多様な相談、生活困窮への複合的な対応が強く求められています。

今後は、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせる包括的な相談・支

援体制を強化します。精神障がい者の地域移行や生活定着に向けた多職種連携を推進するとともに、生活上の様々な困りごとを抱える方に対して、関係機関が連携した柔軟な相談支援を行います。

4 子育て支援と地域での見守り環境の整備

本市の母子健康手帳交付者数は全体として緩やかな減少傾向にあり、令和7年度は535人と4年間で57人減少するなど、少子化の進行が顕著に表れています。また、世帯あたりの人員は一貫して減少し続けており、多世代からなる世帯が減少していることがうかがえます。

市民アンケートでは、2割を超える人が子育てについて悩みや不安があると回答している一方、地域における地縁的なつながりが希薄化し、子育て世帯が孤立感や不安を抱え込みやすい環境にあることが大きな課題となっています。

今後は、児童福祉分野の各計画との緊密な連携を図りながら、地域全体で子どもと子育て世帯を温かく見守り、支え合う環境づくりを推進します。身近な地域で気軽に相談や交流ができる居場所づくりの拡充や、社会福祉協議会・ボランティアなどの多様な主体と連携した子育て支援ネットワークの構築を進めます。

5 社会福祉協議会やボランティアを中心とした地域活動の活性化

地縁組織である自治会・町内会加入率が低下している中、本市においても多様化する地域課題に対し、自治会・町内会やまちづくり協議会、ボランティア・地域団体、社会福祉協議会などが連携、協働し、市民一人ひとりが「我が事」と捉え、地域に関わる「共助」の仕組みづくりを進めています。しかし、担い手の高齢化が進む中、近年の就労年齢の延長やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材の不足や後継者の確保が大きな課題となっています。実際に、本市のボランティア講座の参加人数は令和6年度の4,824人をピークに、令和7年度には3,996人へと減少に転じており、団体活動回数も339回へと落ち込むなど、身近な地域活動においても停滞傾向が見られます。

こうした課題を踏まえ、新たな担い手参画のきっかけづくりとして、デジタルツールを活用した情報発信の充実を図るとともに、すべての市民がそれぞれの興味・関心、特技を活かして自発的に参加できる機会の創出、若い世代を含む地域の声を聴く機会など、多様な参加の選択肢を広げ、地域活動への参画を促す取り組みが必要となっています。

社会福祉協議会は、このような取り組みを推進し、活動を継続していくために、市民が「できることを、できるときに」多様な参加のあり方を尊重しながら、地域で活動する団体に加え、企業や各種団体、福祉関係機関等とのつなぎ役として連携・協働を進めます。さらには、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら支え合うネットワークを構築し、地域全体で地域活動を支える持続可能な体制づくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

第1節 基本理念

第4期計画の基本理念

わたしたちが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

※第3期計画の基本理念「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」
「全ての市民が」→「わたしたちが」とすることで、「我が事」感や「主体性」を強調します。

第2節 基本目標

基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

※第3期計画から基本目標の変更なし。

計画が目指すべき大きな方向性（基本目標）は第3期計画から変えずに、
施策体系、取組事業については、第3期計画の内容をブラッシュアップする予定です。

第3節 施策の体系

調整中

※第3期計画と比較して、施策の集約化を図り、わかりやすい施策体系を目指します。

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

- ※1 基本目標1～3いずれにおいても、基本目標の達成に向けての取組として、「市民や地域に期待される取組」、「守谷市の取組」、「守谷市社会福祉協議会の取組」を記載します。
- ※2 「守谷市の取組」、「守谷市社会福祉協議会の取組」については、第4期計画に位置付ける取組事業の「選択と集中」を図り、「重点・拡大・新規事業のみ」掲載します。
- ※3 「守谷市の取組」、「守谷市社会福祉協議会の取組」について、各年度で目標の設定、事業評価を行うことで、進捗管理をしていきます。
- ※4 守谷市の取組事業として、成年後見制度や再犯防止推進事業についても記載し、それぞれ「守谷市成年後見制度利用促進基本計画」及び「守谷市再犯防止推進計画」とします。

第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理・評価

第1節 計画の進行管理・評価

資 料 編

1. 計画の策定経過
2. 守谷市地域福祉推進委員会
3. 守谷市地域福祉計画検討委員会

1. 計画の策定経過

2. 守谷市地域福祉推進委員会

3. 守谷市地域福祉計画検討委員会

奥付け